



防災第02-657号

令和8年 1月 8日

一般社団法人三重県LPガス協会長 様
三重県高圧ガス安全協会長 様
三重県高圧ガス溶材組合理事長 様
三重県冷凍設備保安協会長 様
四日市コンビナート地域防災協議会長 様

三重県防災対策部長

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部を改正する規程について（依頼）

平素は本県の保安行政にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

このことについて、経済産業省より高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める旨の通知がありましたので、貴協会の会員に周知をお願いします。

なお、冷凍設備からの冷媒の漏えい防止については、別添の「冷媒の漏えい対策について」を参照頂き、今後も漏えい防止に努めるようお願いします。

【改正の概要】

高圧ガスの噴出・漏えいについて、以下のとおり冷凍設備における不活性ガスの噴出・漏えいであって人的被害のない場合は、高圧ガス事故には該当しない（付属冷凍設備を除く）こととした。

冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第2条第1項第3号に規定する不活性ガス（同項第3号の2に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが生じた場合であって、かつ、人的被害のない場合

※ 液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の適用を受ける製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（いわゆる付属冷凍設備）からの噴出・漏えいは、高圧ガスに係る事故等として取り扱う。

備考1. 改正規定は、令和8年1月1日から施行となります。

2. 令和7年12月31日以前に発生した事故については、この規程の施行後も、なお従前の例により報告をお願いします。

事務担当 消防・保安課
予防・保安班 中西
TEL 059-224-2183
FAX 059-224-3350